

令和6年度前橋市設備投資促進補助金Q & A

令和6年6月3日更新

1 申請者について

Q1 申請者の対象業種は何か。

A1 日本標準産業分類による、次に掲げる業種以外のものが対象です。

A（農業、林業）、B（漁業）、F（電気・ガス・熱供給・水道業）、O（教育・学習支援業）のうち中分類81（学校教育）、P（医療・福祉）、R（サービス業）のうち中分類93（政治・経済文化団体）、94（宗教）、95（その他サービス業）、96（外国公務）、S（公務）

Q2 小規模企業者とは何か。

A2 卸売業、小売業、サービス業については、従業員[※]が5人以下の企業（個人事業主を含む。）、製造業その他については、従業員[※]が20人以下の企業（個人事業主を含む。）です。

※ 「従業員」とは、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」であり、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解します。なお、従業員には個人事業主、法人の役員、臨時の従業員は含まれません。

Q3 「市内で1年以上継続して操業を行っているもの」について、開業届における開業日から1年以上経過していれば問題ないか。

A3 問題ありません。

Q4 第1期に申請したものの、抽選により漏れてしまった場合、第2期に再度申請することは可能か。

A4 可能です。

Q5 生産性向上設備導入枠の申請を第1期に申請し、補助金交付決定を受けた場合、第2期に別の補助対象事業を申請することは可能か。また、省エネ設備導入枠も同様か。

A5 不可能です。この補助金の利用は、1事業者につき本補助金またはDX推進補助金、のいずれか1回です。

2 補助対象事業について

Q6 補助対象事業はどのようなものか。

A6 以下の全ての要件を満たすものが対象です。

①耐用年数1年以上で取得価格が10万円（消費税等除く）以上の資産[※]

②令和7年2月28日までに完了するもの

ただし、市長がやむを得ないと判断する特別の事情があると認める場合は、この限り

ではありません。

- ③事業者が自らの事業の活動場所として使用する建物等（他社に賃貸する目的のものを除く）に設置する設備等
- ④直接的に生産性の向上、合理化、省力化に資する機械器具装置及び生産補助設備（創エネに関するものは除く）の新規導入、または既存設備の更新

※資産のうち車両及び運搬具、その他自走可能な設備については、移動が容易であることから対象外

※生産性向上特別措置法に基づく、先端設備導入計画の税制優遇対象設備等については、対象外となります。

Q 7 補助対象外経費にはどのようなものがあるか。

- A 7
- ①補助金申請以前に着手したものに係る経費
 - ②補助金申請以前に実施した設計に係る経費
 - ③リースによる物件の取得に係る経費
 - ④中古設備に係る経費
 - ⑤消費税等の公租公課等

Q 8 パソコンの購入は補助対象となるか。

- A 8 原則として、パソコンの購入は前橋市デジタル導入補助金をご利用ください。ただし、工作機械と連動するパソコン等は、生産機械として補助対象となる場合がありますので、個別にご相談ください。

Q 9 ソフトウェアの購入・開発委託は対象となるか。

- A 9 ソフトウェアの購入・開発委託は、前橋市DX推進補助金をご利用ください。

Q 10 生産性向上特別措置法に基づく、先端設備等導入計画の税制優遇を受ける設備については、本補助金の補助対象となるか。

- A 10 対象外となります。生産性向上特別措置法に基づく、先端設備等導入計画の税制優遇と本補助金の重複利用はできません。

3 申請について

Q 11 複数企業から購入し、合算の上、申請することは可能か（例：機械AをB社から購入し、機械CをD社から購入する場合）。

- A 11 可能です。合算の上、ご申請ください。

Q 12 決算書もしくは確定申告書はなぜ必要か。

- A 12 事業を行っていること（事業所得を得ていること）を確認するためです。

Q13 見積書の有効期限が切れている場合でも、当該見積書は有効か（例：見積書に「有効期限は本書作成日より7日以内」と記載されているが、市への申請が当該日付を過ぎてしまった場合）。

A13 令和6年6月3日以降に取得した見積書であれば有効期限が切れていた場合でも有効です。なお、申請内容について市で審査を行います。交付決定通知書の送付まで、申請後最長1ヶ月かかる場合がありますので、ご了承願います。

Q14 市税に滞納があった場合は申請できないのか。

A14 できません。申請後に市税の滞納状況について確認した結果、滞納があった場合は指定期日以内に滞納状況を解消してください。

Q15 国等の補助金や前橋市のDX推進補助金との併用は可能か。

A15 併用できません。

Q16 見積や購入は市内事業者へ依頼する必要があるのか。

A16 発注先は原則として市内事業者である必要があります。ただし、当該設備の取扱店・代理店が市内に存在しなかったり、設備の代替品（同程度の機能を有する物品）、あるいは、それを取り扱う市内事業者が存在しなかったり場合は、申請書にその理由を記載することで市外事業者・代理店に発注することができます。

Q17 補助金は申請すれば必ず交付されますか。

A17 補助金申請には審査があります。審査においては、申請者としての要件を満たしているか、補助対象となる経費を申請しているか、補助金額の算出は適切であるか等を確認させていただいております。また、各期における申請金額の合計が予算額を上回った場合には、抽選により交付決定者を選定します。

Q18 申請者でないものが代理で申請することはできますか。

A18 可能です。

Q19 不採択の場合、申請書は返却してもらえるのか。

A19 申請書の返却は行いません。内容のコピーが必要な方は事前にコピーをお願いします。

Q20 省エネ診断結果に基づいて設備の新規導入、更新を検討しているが、専門家の診断が出ていれば、どれでもよいのか。（省エネ設備導入枠のみ）

A21 不可です。「省エネ診断拡充事業」、「省エネ最適化診断」、「省エネお助け隊」、県等が指定した診断機関のみ対象としています。

4 事業の実施について

Q21 事業（発注、契約等）はいつから開始してよいか。

A21 市から交付決定通知書が送付されましたら、発注、契約、購入等事業を開始してください。

Q22 物品の購入に伴い、クレジットカードで支払うことは可能ですか。

A22 可能です。令和7年2月28日までに全額決済されている（クレジットカード会社からの請求に対し、申請者の預金口座から引き落とされている）ことが必要です。実績報告書を提出する際に、決済したことが確認できるカード支払明細及び預金口座明細をご提出いただきます。

Q23 家電量販店等のポイント値引き、値引き、キャッシュバック等により、購入費が減額されたが問題ないか。

A23 ポイント値引き、現金値引き、キャッシュバック等による減額分については、補助金の対象外となります。補助対象経費から減額の上、ご申請ください。実績報告時にも確認させていただきます。

Q24 複数見積を徴取する必要はあるか。

A24 複数見積を徴取する必要ありません。ただし、申請された設備や経費に関して、著しく見積金額が高い場合には、価格の妥当性について審査を行います。なお、価格については、販売店等に確認を行っております。

Q25 事業所税を加算するにあたり納税証明書を発行しようとしたが、納付直後であるため納税証明書を発行することができなかった。こうした場合はどうすればよいか。

A25 納税証明書は納付後、発行まで2週間程度かかることがあります。納税証明書が発行できない場合は、納付書（金融機関の領収印が押印されているもの）を添付のうえ申請し、後日、納税証明書をご提出ください。

5 実績報告について

Q26 補助対象経費が値引き等により金額が減額した場合どうすればよいか。

A26 補助対象経費が申請当初から30%以上減額した場合には、変更等承認申請書（様式第6号）及び変更後の見積書をご提出ください。30%未満の減額であれば、軽微な変更として変更等承認申請書の提出は不要とし、事業完了後、実績報告書をご提出ください。

Q27 補助対象経費が増額した場合はどうすればよいか。

A27 軽微な変更として変更等承認申請書の提出は不要とします。なお、交付決定額については増額できませんので、ご了承ください。

Q28 代表者が変更となった場合、どうすればよいか。

A28 変更等承認申請書（様式第6号）及び履歴事項全部証明書（写し）をご提出ください。

Q29 領収書の宛名はどうすればよいか。

A29 申請者と同じ法人名（個人事業主の場合は代表者名）をご記載ください。

Q30 補助対象経費の契約額を証明する書類の写しは何を提出すればよいか。

A30 請求書やレシート等をご提出ください。

Q31 補助対象経費の支払を証明する書類の写しは何を提出すればよいか。

A31 領収書や振込依頼書をご提出ください。なお、インターネットバンキングで振込依頼を行った場合は、振込が完了していることが分かる書類（入出金明細等）も併せてご提出ください。

参 考

補助金交付の流れ

事前準備

- ・物品の選定・見積書の徴取（令和6年6月3日以降の日付のもの）
- ・直近の決算書又は確定申告書をコピー（PDF化）
- ・「補助金交付申請書」の作成

交付申請

- ・生産性向上設備導入枠（第1期6月17日～28日、第2期10月1日～11日）
- ・省エネ設備導入枠（9月2日～13日）にメール又は窓口（市役所6階産業政策課）にて申請
- ・市役所より受付番号の発行（不備のない受付、最短での事業開始日）

交付決定

- ・申請締切後1週間は書類審査期間。市税滞納状況を関係課へ照会（滞納がある場合は抽選対象となりません）
- ・応募多数の場合は抽選。抽選結果は翌日にホームページにて公開
- ・採択決定者には「交付決定通知書」を郵送（市役所）

事業実施

- ・発注、支払い、納品、設置
- ・代表者、所在地、名称等の必要が発生した場合は変更手続きが必要（事業内容の変更は原則できません）

実績報告

- ・納品書・請求書・領収書・支払明細書・振込明細書等をコピー（PDF化）
- ・完成写真（設置場所が分かるもの、型番部分）撮影
- ・実績報告書作成（ポイント付与、値引き、手数料相手方負担は対象事業費から引く）

金額確定

- ・交付申請書と実績報告書の内容に相違がないか確認（市役所）
- ・交付申請書と実績報告書の内容に相違がある場合は補助金支払いができません。
- ・「金額確定通知書（補助金として支払う額通知書）」送付（市役所）

請 求

- ・「金額確定通知書」記載の金額を請求書に記載
- ・「補助金交付請求書」をメール又は窓口にて提出

補 助 金 取 受

- ・「補助金交付請求書」受領後30日以内に補助金を支払い（市役所）
- ・振込名「マエカギヨケビ」
- ・月曜日又は木曜日に振り込まれます（振込予定日は「金額確定通知書」送付時にお知らせします。）